

<p>「非住宅部分」という。)があるものの棟単位の認定に限る。)の申請(以下この号において「変更認定申請」という。)に対する審査(同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。)</p>		<p>関又は指定確認検査機関が証するものに限る。以下この号において「適合証」という。)の添付がある場合</p>	<p>が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額)</p>
		<p>非住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 130,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額)</p>	
		<p>非住宅部分の床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 160,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額)</p>	
		<p>非住宅部分の床面積が25,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき 200,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がある場合の手数料の金額を加えた金額)</p>	
	<p>適合証の添付がない場合</p>	<p>評価方法の全部がモデル建物法によるもの</p>	<p>非住宅部分の床面積が300平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 48,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、第116号の15の適合証等の添付がない場合の区分又は第116号の17の適合証の添付がない場合の区分に応じ、それぞれ第116号の15又は第116号の17に定める当該手数料の金額(以下この号において「適合証等の添付がない場合の手数料の金額」という。)を加えた金額)</p>
			<p>非住宅部分の床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 86,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)</p>
			<p>非住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</p>	<p>1件につき 160,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を</p>

			加えた金額)
		非住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 220,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1件につき 260,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき 320,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの		非住宅部分の床面積が300平方メートル以内のもの	1件につき 120,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 200,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 310,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1件につき 400,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)
		非住宅部分の床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	1件につき 470,000円(建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を

			加えた金額)
		非住宅部分の床面積が25,000平方メートルを超えるもの	1件につき 550,000円 (建築物の一部が非住宅部分である場合には、適合証等の添付がない場合の手数料の金額を加えた金額)

別表第116号の20の項の次に次のように加える。

(116)の20の2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に規定する工場等(以下この号から第116号の20の5までにおいて「工場等」という。)に係るものに限る。)の申請に対する審査	評価方法の全部がモデル建築物によるもの	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分(以下この号から第116号の20の5までにおいて「非住宅部分」という。)の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 37,000円
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 95,000円
		非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 140,000円
		非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 180,000円
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 220,000円
	評価方法の全部又は一部が	非住宅部分の床面積の合計が300平方メ	1件につき 43,000円

	標準入力法又は主要室入力法によるもの	一メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 100,000円
		非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 150,000円
		非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 190,000円
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 230,000円
(116)の20の3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定(工場等に係るものを除く。)の申請に対する審査	評価方法の全部がモデル建物法によるもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 150,000円
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 240,000円
		非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 310,000円
		非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 370,000円

		もの	
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 430,000円
	評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 370,000円
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 520,000円
		非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 640,000円
		非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 760,000円
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 870,000円
(116)の20の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項後段若しくは第13条第3項後段の規定に基づく建築物エネルギー消	評価方法の全部がモデル建物法によるもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 32,000円
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 87,000円
		非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000	1件につき 130,000円

費性能確保計画（工場等に係るものに限る。）の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定又は当該変更が同法第12条第2項若しくは第13条第3項の国土交通省令で定める軽微な変更になっていることを証する書面の交付の申請に対する審査		平方メートル未満のもの		
		非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 170,000円	
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 210,000円	
		評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 35,000円
			非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 91,000円
			非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 140,000円
			非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 170,000円
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 210,000円	
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方		
(116)の20の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項	評価方法の全部がモデル建物法によるもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 86,000円	
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方	1件につき 160,000円	

後段若しくは第13条第3項後段の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（工場等に係るものを除く。）の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定又は当該変更が同法第12条第2項若しくは第13条第3項の国土交通省令で定める軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査		メートル以上5,000平方メートル未満のもの	
		非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 220,000円
		非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 260,000円
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 320,000円
	評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの	非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 200,000円
		非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 300,000円
		非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 390,000円
		非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 460,000円
		非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	1件につき 530,000円

別表第116号の21の項中「（平成27年法律第53号）」を削り、同表第116号の22の項中

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）に規定するモデル建築物を用いる方法（以下この号、第116号の26及び第116号の30において「モデル建物法」という。）」を「モデル建物法」に、「モデル建物法以外の方法（第116号の26及び第116号の30において「標準入力法又は主要室入力法」という。）」を「標準入力法又は主要室入力法」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第97号の3の項の改正規定（「第60条の3第1項ただし書」を「第60条の3第2項ただし書」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

#### ◎金沢市条例第11号

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例

金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）の一部を次のように改正する。  
別表地区公民館の表金沢市旭日公民館の項を次のように改める。

金沢市旭日公民館	金沢市加賀朝日町ホ33番地
----------	---------------

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

金沢市公民館設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

#### ◎金沢市条例第12号

金沢市公民館設置条例等の一部を改正する条例

（金沢市公民館設置条例の一部改正）

第1条 金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）の一部を次のように改正する。  
別表地区公民館の表金沢市浅野川公民館の項を次のように改める。

金沢市浅野川公民館	金沢市大河端西1丁目96番地
-----------	----------------

（金沢市体育施設条例の一部改正）

第2条 金沢市体育施設条例（昭和34年条例第20号）の一部を次のように改正する。  
第2条の表金沢市営浅野川市民体育館の項を次のように改める。

金沢市営浅野川市民体育館	金沢市大河端西1丁目96番地
--------------	----------------

(金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例の一部改正)

第3条 金沢市地域老人福祉センター及び金沢市老人憩の家条例(昭和54年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表金沢市浅野川老人憩の家の項を次のように改める。

金沢市浅野川老人憩の家	金沢市大河端西1丁目96番地
-------------	----------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第13号

金沢市体育施設条例の一部を改正する条例

金沢市体育施設条例(昭和34年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条の表金沢市営総合プールの項を削る。

第4条の2第2項中「(金沢市営総合プールにあっては、毎週火曜日)」を削り、同項の表金沢市営総合プールの項を削る。

別表第1金沢市営総合プールの項を削る。

別表第2の2第1項の表金沢市営総合プールの項を削る。

別表第2の3中「金沢市営総合プール 金沢市営西部市民体育会館」を「金沢市営西部市民体育会館」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

食肉流通センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第14号

食肉流通センター条例の一部を改正する条例

食肉流通センター条例(昭和53年条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表第3号の項及び第4号の項中「1,061円」を「1,244円」に改め、同表第5号の項中「736円」を「819円」に改め、同表の備考第5項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

**◎金沢市条例第15号**

金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例（平成17年条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

## 目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 市民参加（第6条—第14条）

第3章 協働（第15条）

第4章 市民参加及び協働の推進に関する基本的な施策等（第16条—第18条）

第5章 雑則（第19条・第20条）

附則

第1条の前に次の章名を付する。

第1章 総則

第2条に次の4項を加える。

3 この条例において「町会その他の地域団体」とは、地域活動を行うことを主たる目的とする団体で、当該地域の住民により組織されるものをいう。

4 この条例において「地域活動」とは、住民相互の交流、安心して暮らせる生活環境の確保等良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する活動をいう。

5 この条例において「地域コミュニティ」とは、住民相互の連帯意識に基づく人と人とのつながりを基礎とする地域社会をいう。

6 この条例において「市民活動団体」とは、ボランティア活動その他の公益的な活動を行うことを目的として市民が組織する団体をいう。

第4条に次の1項を加える。

4 町会その他の地域団体、市民活動団体その他多様な主体は、市民参加をするに当たっては、それぞれの特性、立場等を理解した上で、相互に尊重し、連携及び協力を図ることにより、協働による市政の推進に資するよう努めるものとする。

第5条第4項中「金沢が育ててきた地域における市民の自主的な活動を尊重し、その活動を行っている団体」を「町会その他の地域団体、市民活動団体その他多様な主体」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 市民参加

第6条第6号中「地域において自主的な活動を行っている市民団体等」を「町会その他の地域団体、市民活動団体その他多様な主体」に改める。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条第1項中「以下」を「次項において」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の章名を付する。

第5章 雑則

第16条第2号中「地域において自主的な活動を行っている市民団体等」を「町会その他の地域団体、市民活動団体その他多様な主体」に改め、同条を第17条とする。

第15条第1項中「以下」の次に「この章において」を加え、同条を第16条とし、第14条

の次に次の1章及び章名を加える。

第3章 協働

(協働による市政の推進)

第15条 市民及び市は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼の下に、協働による市政を推進するものとする。

2 市民は、自主性及び自立性をもって協働による市政を推進するとともに、そのための取組が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

3 市は、協働による市政の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を尊重するものとする。

第4章 市民参加及び協働の推進に関する基本的な施策等

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第16号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)の一部を次のように改正する。

目次、第17条及び第21条第2項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

「第12章 情緒障害児短期治療施設」を「第12章 児童心理治療施設」に改める。

第96条、第97条第1項及び第4項並びに第98条(見出しを含む。)から第103条までの規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第17号

金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第62号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「及び第51条」を「、第51条及び第74条第1項第1号」に改める。

第74条第1項第1号を次のように改める。

(1) 児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは基準省令第66条第1項第1号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下この条並びに第80条第1項第1号及び第3項において「障害福祉サービス経験者」という。）指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、次のア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10までのもの 2以上

イ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第74条第2項及び第5項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第78条の次に次の1条を加える。

（情報の提供等）

第78条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、次条において準用する第28条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第79条中「から第52条まで」を「、第51条、第52条」に改める。

第80条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に、「ア又はイに掲げる」を「次のア又はイに掲げる」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第82条中「から第52条まで」を「、第51条、第52条」に、「及び第78条（第1項を除く。）」を「、第78条（第1項を除く。）及び第78条の2」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、改正後の第74条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行の際現に改正前の第80条に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、改正後の第80条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

---

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

#### ◎金沢市条例第18号

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第1条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第180条に次の1項を加える。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に

必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第181条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「以下この条」を「次項及び第5項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第181条に次の1項を加える。

6 賃金及び第3項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第185条の次に次の1条を加える。

(運営規程)

第185条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第181条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

第186条中「第89条から」の次に「第91条まで、第93条から」を加え、「第186条において準用する第92条」を「第185条の2」に改め、「、第92条中「第95条」とあるのは「第186条において準用する第95条」と」を削る。

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第71条の次に次の1条を加える。

(運営規程)

第71条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第79条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

第78条に次の1項を加える。

- 3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第79条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第84条中「、第36条」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第19号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適

用後の金額)」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改める。

第31条第1項第1号中「、また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改め、同項第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同項第3号中「480,000円」を「490,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第22条第1項及び第31条第1項第1号の改定規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の金沢市国民健康保険条例の規定は、平成29年度分からの保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

金沢市墓地条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第20号

金沢市墓地条例の一部を改正する条例

金沢市墓地条例（平成4年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

芝生以外 の区域	5平方メートル 区画	1区画につき	480,000円
-------------	---------------	--------	----------

を

芝生以外 の区域	3平方メートル 区画	1区画につき	288,000円
	5平方メートル 区画	1区画につき	480,000円

に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第21号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成4年条例第66号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「一般廃棄物処理計画」の次に「（以下この章において「一般廃棄物処理計画」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削る。

第26条第1項中「は、規則で定めるところ」を「、本市が定期に行う収集、運搬及び処分（以下「収集等」という。）を受けようとするときは、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び排出方法」に改め、同条第2項中「うえ」を「上」に改め、同条第3項中「収集、運搬及び処分（以下「収集等」という。）」を「収集等」に改める。

第34条の2第1項中「前条第1項」を「第34条第1項」に改め、「収集等」の次に「（粗大ごみ、臨時多量ごみ又は犬、猫等の死体の収集等に限る。）」を加え、同条を第34条の3とし、第34条の次に次の1条を加える。

（指定ごみ袋の交付）

第34条の2 市長は、前条第1項に規定する手数料のうち、一般廃棄物の収集等（燃やすごみ又は埋立てごみ（これらのうち、規則で定めるものを除く。別表第1において「燃やすごみ等」という。）の収集等に限る。）に係る手数料を納付した者に対し、市長が指定する袋（第3項及び同表において「指定ごみ袋」という。）を交付する。

2 前項の「燃やすごみ」とは焼却処分を行う家庭系廃棄物として、同項の「埋立てごみ」とは埋立処分を行う家庭系廃棄物として、それぞれ一般廃棄物処理計画で定めるものをいう。

3 指定ごみ袋に関し必要な事項は、規則で定める。

第56条第2項中「事業者の事務所、事業所等のある」を「占有者等又は事業者その他必要と認める者の」に改める。

別表第1中第4号の項を第5号の項とし、第1号の項から第3号の項までを1項ずつ繰り下げ、同表に第1号の項として次のように加える。

(1) 燃やすごみ等の収集等を行う場合	ア 容量5リットル相当の指定ごみ袋1袋につき 5円
	イ 容量10リットル相当の指定ごみ袋1袋につき 10円
	ウ 容量20リットル相当の指定ごみ袋1袋につき 20円
	エ 容量30リットル相当の指定ごみ袋1袋につき 30円
	オ 容量45リットル相当の指定ごみ袋1袋

につき 45円

別表第2第1号の項中「972円」を「1,200円」に、「864円」を「1,100円」に、「1,400円」を「1,500円」に改め、同表第2号の項中「172円」を「220円」に改め、同表第3号の項中「172円」を「220円」に、「86円」を「110円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成30年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（次項において「新条例」という。）第34条の2第1項の規定による指定ごみ袋の交付その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 新条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に処分を行う一般廃棄物及び産業廃棄物について適用し、同日前に処分を行った一般廃棄物及び産業廃棄物については、なお従前の例による。

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第22号

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例

金沢市火災予防条例（昭和37年条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）」を「第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）」に改める。

第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）

第5章の2の次に次の1章を加える。

第5章の3 防火対象物の消防用設備等の状況の公表

第42条の4 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等（法第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。）の状況が法、令又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

- 2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

金沢市消防団条例及び金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第23号

金沢市消防団条例及び金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

(金沢市消防団条例の一部改正)

第1条 金沢市消防団条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「消防団員」を「基本団員」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

消防団に、消防事務に従事する消防団員として、基本団員を置く。

第3条に次の2項を加える。

3 第1項に定めるもののほか、消防団に、市長が別に定める特定の消防事務に限り従事する消防団員として、機能別団員を置くことができる。

4 機能別団員の定員は、次の表のとおりとする。

消 防 団	定 員
金沢市第一消防団	100人以内
金沢市第二消防団	105人以内
金沢市第三消防団	40人以内
計	245人以内

第4条中「消防団員」を「基本団員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 機能別団員は、市長の承認を得て消防団長が、前項各号(第2号ただし書を除く。)のいずれにも該当する者であって、市長が別に定める要件を満たすものの中から任命する。

第9条第1項中「消防団員」を「基本団員」に改め、「それぞれ」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 機能別団員の定年は、70歳とする。

第13条第2項ただし書中「ただし」の次に「、基本団員は」を加える。

第15条第2項第1号に次のただし書を加える。

ただし、失職し、又は退職した消防団員が失職し、又は退職した日の属する月に再び消防団員となったときは、その日の属する月の翌月から月割りによって計算した額を支給する。

第15条第2項第3号中「階級」を「区分又は階級」に改める。

別表第4第1項の表を次のように改める。

区 分	階 級	金 額
基本団員	団長	68,000円
	副団長	56,000円
	分団長	42,000円
	副分団長	38,000円

	部長及び班長	32,000円
	団員	30,000円
機能別団員	団員	10,000円

(金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、金沢市消防団条例(平成3年条例第5号)第3条第3項に規定する機能別団員(第4条の2第2号において「機能別団員」という。)については、支給しない。

第4条の2中「、一定期間勤務しなかったことが明白である」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「勤務年数」を「、勤務年数」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 一定期間勤務しなかったことが明白である場合

(2) 機能別団員として勤務した場合

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

金沢市長 山 野 之 義

#### ◎金沢市条例第24号

金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

金沢市議会委員会条例(昭和38年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号イ中「農林局」を「農林水産局」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。